

ALS大阪認定 インストラクター 要件(2019年9月改訂)

二次救命処置研修会を1回以上受講する。
 他都道府県のコースであっても、学会認定コースや日本医師会認定コースなら、ALS大阪認定二次救命処置研修会と同等とみなす。AHA ALSコースも同等とみなす。



① インストラクターとして2回以上、ALS大阪認定二次救命処置研修会に参加する



② ALS大阪が認定するインストラクターコースに受講者もしくはファシリテーターとして1回参加
 日本救急医学会ICLS指導者養成ワークショップ、日本循環器学会、
 AHA(ALS, BLS, その他)、ISLS、PSLS、JPTEC、ITLS、JATEC、日本内科学会JMECC
 のインストラクターコース参加でも可とするが、できる限りALS大阪に準ずるコースが望ましい。



※1: 新規認定希望者は①②③の順が本来望ましいが、②③の順は問わないこととする(②の前の①は必須)。なお、資格失効者の再申請にあたっては①②③の順は問わない(削除)

③ ALS大阪認定二次救命処置研修会で2回以上指導する



インストラクターの認定にあたっては、要件に加え「タスク」としての参加経験があることが望ましい。

④ALS大阪認定インストラクターの申請を行う(新しく記載)
 ⑤ALS大阪認定インストラクターの資格を得る(⑤を新しく記載)

※2: 他都道府県から大阪に移動してきた日本救急医学会認定ICLSディレクターで十分な実績がある者については、ALS大阪認定ディレクターの2名以上の推薦があれば、ALS大阪認定インストラクターとして申請を行うことができる。

※3: 日本救急医学会にて認定されている職種(放射線技師、臨床工学士等)以外の者については、大阪認定ディレクターの1名以上の推薦があれば、ALS大阪認定インストラクターとして申請を行うことができ、その可否はALS大阪ワーキンググループにて審議する。

<提出物>

認定申請は随時受付いたしますが、認定カードは年に3回、4月、8月、12月に交付予定。

なお、実績証は大阪府医師会長が認定した研修会で実績証に大阪府医師会長のサインを要します。

※1該当者

(1)当日交付された受講証のコピーを1枚
 実績証のコピーを5枚(二次救命処置研修会4枚+インストラクターコース1枚)

(2)ALS大阪認定インストラクター申請書

大阪府医師会 救急災害医療課宛にご郵送ください。

※2該当者

(1)日本救急医学会認定ICLSコースディレクターカードのコピー

(2)ALS大阪認定ディレクター2名の推薦書(様式不問)

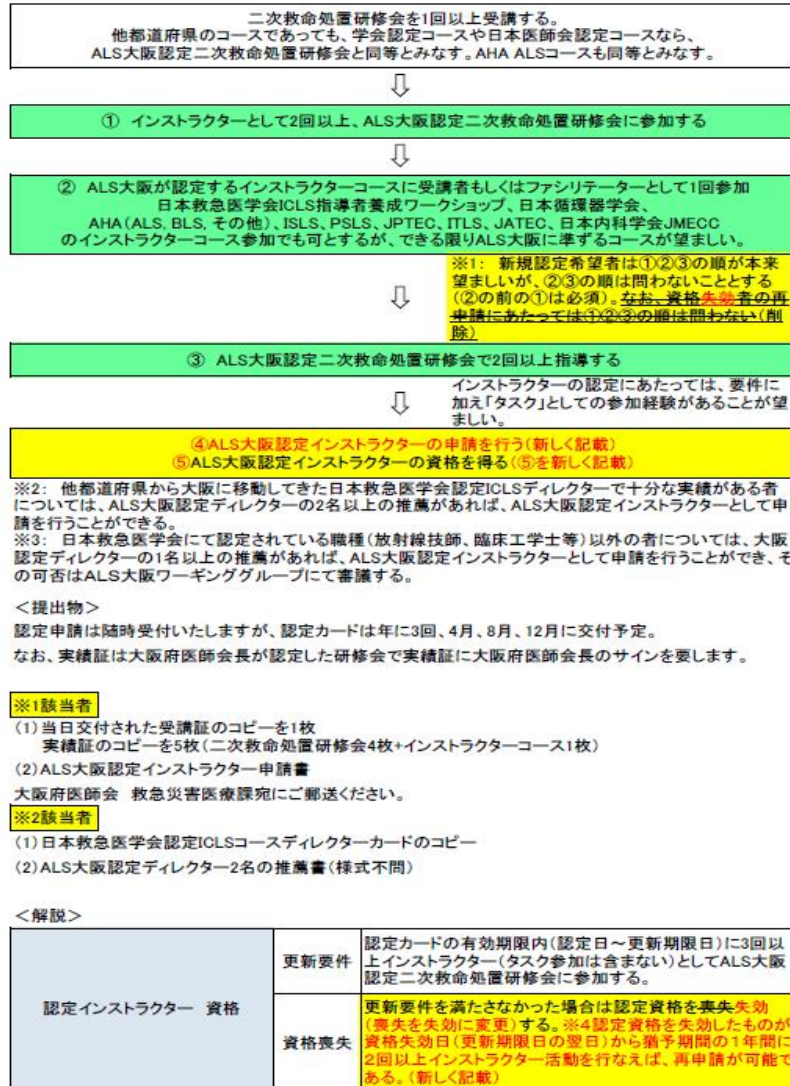
<解説>

認定インストラクター 資格	更新要件	認定カードの有効期限内(認定日～更新期限日)に3回以上インストラクター(タスク参加は含まない)としてALS大阪認定二次救命処置研修会に参加する。
	資格喪失	更新要件を満たさなかった場合は認定資格を喪失失効(喪失を失効に変更)する。※4認定資格を失効したものが資格失効日(更新期限日の翌日)から猶予期間の1年間に2回以上インストラクター活動を行なえば、再申請が可能である。(新しく記載)

新要件

(新旧対照表)

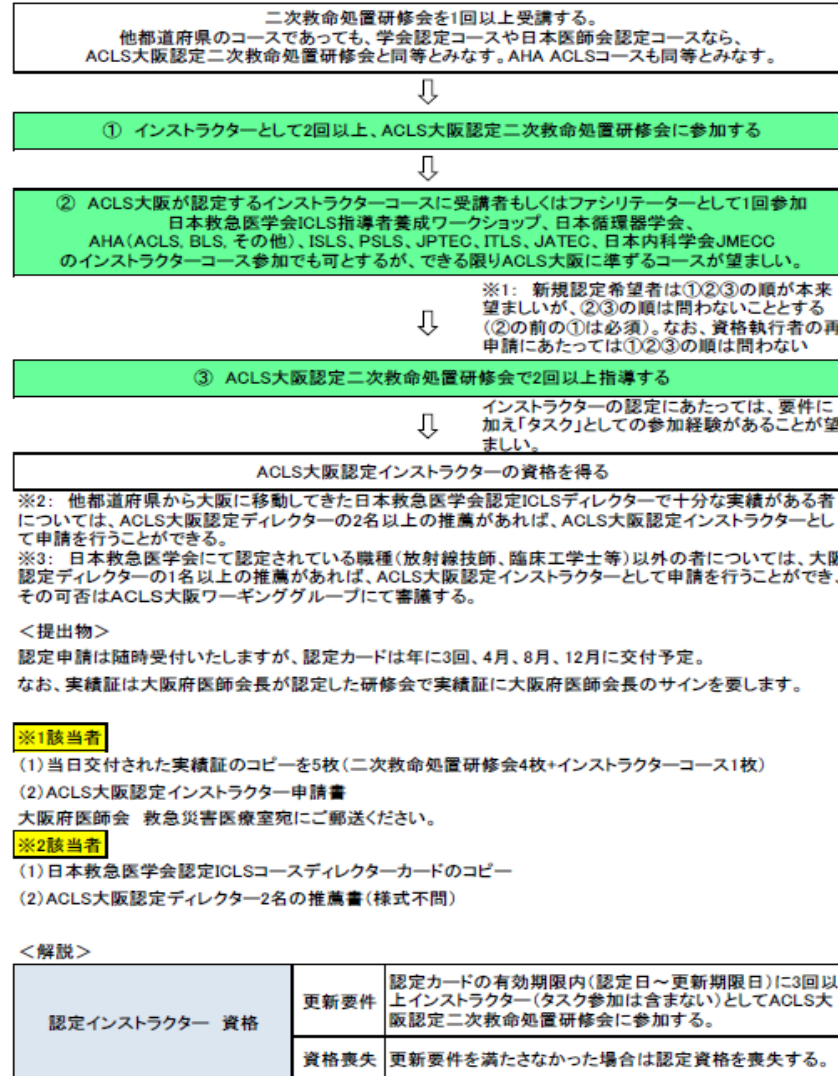
ALS大阪認定 インストラクター 要件(2019年9月改訂)



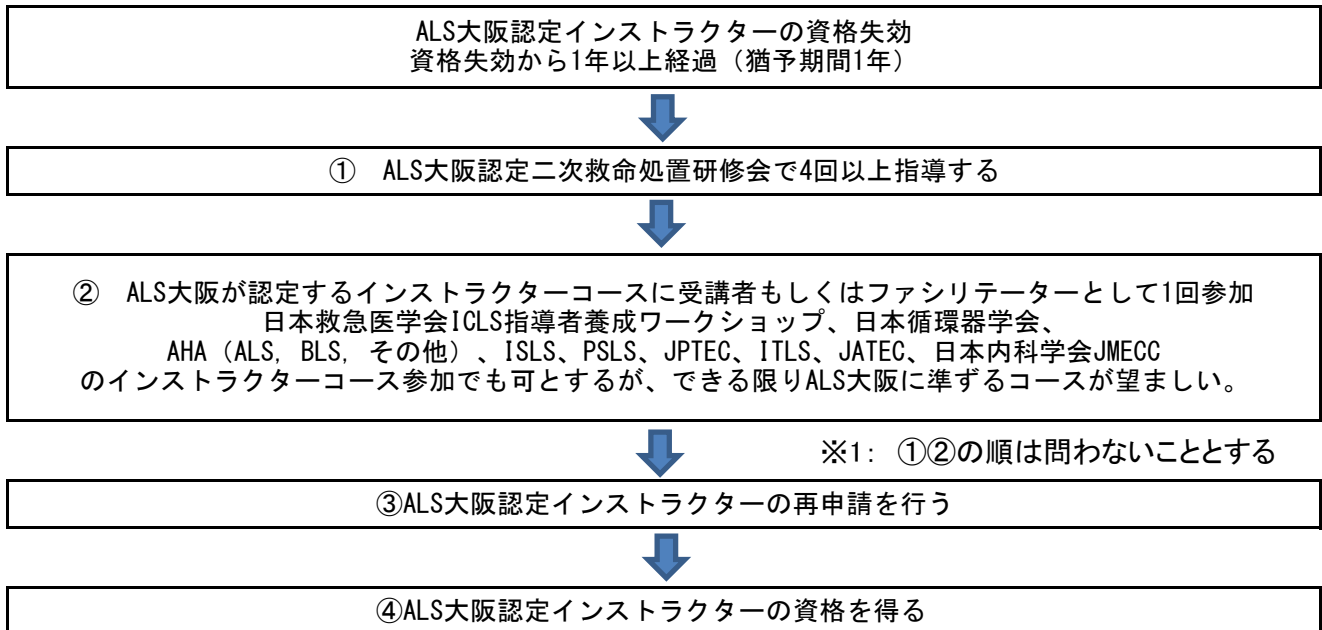
旧要件

(新旧対照表)

ACLS大阪認定 インストラクター 要件(2017年2月改訂)



ALS大阪認定インストラクター資格失効の再申請手順



資格失効日（更新期限日の翌日）から猶予期間の1年間に2回以上、インストラクターとして活動を行えば、再申請が可能である。